

佐賀県地域防災計画（「第2編 風水害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p>	
2 4	<p>1 大雨 (略)</p> <p>(2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 (略)</p> <p>キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨） (略)</p> <p>人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損25棟、床上浸水298棟、床下浸水2,090棟に及んだ。</p> <p>ク 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨） 7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。 本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。 この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。 人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。<u>（令和5年11月29日現在）</u></p>	<p>1 大雨 (略)</p> <p>(2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 (略)</p> <p>キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨） (略)</p> <p>人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損25棟、床上浸水<u>303</u>棟、床下浸水2,090棟に及んだ。</p> <p>ク 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨） 7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。 本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。 この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。 人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊7棟、一部破損37棟、床上浸水17棟、床下浸水81棟に及んだ。<u>（削除）</u></p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心な県土づくり</p>	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心な県土づくり</p>	
10	<p>(略)</p> <p>県及び市町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 <u>（新設）</u></p>	<p>(略)</p> <p>県及び市町は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ</u>、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 <u>県及び市町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
10	<p>第1項 県土保全施設の整備</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課、水産課）</p>	<p>第1項 県土保全施設の整備</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（<u>有明海再生・環境課</u>、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課、水産課）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
12	<p>1 地盤災害防止施設等の整備 (略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア 基礎調査</p> <p>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土</p>	<p>1 地盤災害防止施設等の整備 (略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア 基礎調査</p> <p>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定そ</p>	

頁	現行	修正案	備考
13	<p>砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報等の提供</p> <p>(略)</p> <p>市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>エ 警戒避難体制の整備</p> <p>県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>② 土砂災害警戒区域等</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。</p> <p>③ 避難指示等の発令対象区域</p> <p>土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p>	<p>その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する<u>基礎調査を実施し、その結果を公表</u>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報等の提供</p> <p>(略)</p> <p>市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>エ 警戒避難体制の整備</p> <p>県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報<u>及び土砂災害警戒区域等情報</u>の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>② 土砂災害警戒区域等</p> <p><u>土砂災害警戒区域等</u>について周知を行う。</p> <p>③ 避難指示等の発令対象区域</p> <p>土砂災害警戒区域<u>等</u>、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p>	<p>法律の条文を踏まえた修正</p> <p>対象企業の追記</p> <p>「土砂災害危険箇所」の名称は使用しなくなったことに伴う修正</p> <p>名称の統一を行うための修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p>
14	<p>オ 緊急調査</p> <p>県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。</p>	<p>オ 緊急調査</p> <p>県<u>又は国</u>は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。</p>	<p>名称の統一を行うための修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p>
18	<p>第2項 公共施設、交通施設等の整備</p> <p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、空港課、港湾課、農山村課、建築住宅課、道路課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	<p>第2項 公共施設、交通施設等の整備</p> <p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、空港課、港湾課、水産課、建築住宅課、道路課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	
19	<p>(略)</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾・漁港</p> <p>(略)</p> <p>港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾・漁港</p> <p>(略)</p> <p>港湾管理者は、近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考
25	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	
25	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県における体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県における体制の整備</p> <p>(略)</p>	
27	<p>ウ 中央防災無線網の整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 一斉指令システム（気象予・警報、地震情報等）</p> <p>b 被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）</p> <p>c 防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）</p> <p>d 画像情報システム（各種画像情報）</p> <p>(ウ) 防災情報システムの平常時の活用</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 中央防災無線網の整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 一斉指令システム（気象予報・警報、地震情報等）</p> <p>b 被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）</p> <p>c 防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）</p> <p>d 画像情報システム（各種画像情報）</p> <p>(ウ) 防災情報システムの平常時の活用</p> <p>(略)</p>	脱字修正
	<p>【通信系統図】</p> <p>【凡例】</p> <p>———：県防災行政無線 - - - -：市町の防災行政無線 ·····：防災相互無線</p> <p>—————：消防庁、国土交通省回線 - - - -：中央防災無線</p>	<p>【通信系統図】</p> <p>【凡例】</p> <p>———：県防災行政無線 - - - -：市町の防災行政無線 ·····：防災相互無線</p> <p>—————：消防庁、国土交通省回線 - - - -：中央防災無線</p>	実態の整合に伴う修正

頁	現行	修正案	備考
28	<p>(略) カ 災害情報提供システムの整備 (略) (イ) 主な災害情報提供システム (略)</p> <p style="text-align: center;">【防災情報連絡系統図】</p> <p style="text-align: center;">凡 例 —— 気象情報 - - - 災害情報</p>	<p>(略) カ 災害情報提供システムの整備 (略) (イ) 主な災害情報提供システム (略)</p> <p style="text-align: center;">【防災情報連絡系統図】</p> <p style="text-align: center;">凡 例 —— 気象情報 - - - 災害情報</p>	実態の整合に伴う修正
35	<p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>	<p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>	
36	<p>(略) 2 保健医療分野の受援体制 保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員</p>	<p>(略) 2 保健医療分野の受援体制 保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府</p>	

頁	現行	修正案	備考																																																																																																																																				
37	<p>等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（<u>DCAT又はDWAT</u>）等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定 (略)</p>	<p>県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定 (略)</p>	名称の統一に伴う修正																																																																																																																																				
38	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名〔所管部署〕</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕</td> <td>大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県</td> <td>令和4年3月25日</td> </tr> <tr> <td>救助・救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔国際課〕</td> <td>公益財団法人佐賀県国際交流協会</td> <td>平成29年3月23日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日	自治体	(略)	(略)	(略)		防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県	令和4年3月25日	救助・救出	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>			医療	(略)	(略)	(略)	要配慮者	(略)	(略)	(略)		佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔国際課〕	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年3月23日		<u>(新設)</u>			輸送	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>			物資	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>				<u>(新設)</u>			燃料	(略)	(略)	(略)		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名〔所管部署〕</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕</td> <td>大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・<u>福岡県</u></td> <td>令和6年3月29日</td> </tr> <tr> <td>救助・救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定〔危機管理防災課〕</u></td> <td><u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u></td> <td><u>令和6年3月21日</u></td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔多文化共生さが推進課〕</td> <td>公益財団法人佐賀県国際交流協会</td> <td>平成29年3月23日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔危機管理防災課〕</u></td> <td><u>WASHハウス株式会社</u></td> <td><u>令和6年9月10日</u></td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定〔危機管理防災課〕</u></td> <td><u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u></td> <td><u>令和6年9月9日</u></td> </tr> <tr> <td>物資</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における物資供給に関する覚書〔危機管理防災課〕</u></td> <td><u>株式会社ナフコ</u></td> <td><u>令和6年10月16日</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u></td> <td><u>株式会社プレコ</u></td> <td><u>令和6年11月13日</u></td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u></td> <td><u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会社</u></td> <td><u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日	自治体	(略)	(略)	(略)		防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・ <u>福岡県</u>	令和6年3月29日	救助・救出	(略)	(略)	(略)		<u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u>	<u>令和6年3月21日</u>	医療	(略)	(略)	(略)	要配慮者	(略)	(略)	(略)		佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔多文化共生さが推進課〕	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年3月23日		<u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔危機管理防災課〕</u>	<u>WASHハウス株式会社</u>	<u>令和6年9月10日</u>	輸送	(略)	(略)	(略)		<u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>	<u>令和6年9月9日</u>	物資	(略)	(略)	(略)		<u>災害時における物資供給に関する覚書〔危機管理防災課〕</u>	<u>株式会社ナフコ</u>	<u>令和6年10月16日</u>		<u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u>	<u>株式会社プレコ</u>	<u>令和6年11月13日</u>	燃料	(略)	(略)	(略)		<u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u>	<u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会社</u>	<u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u>	その他	(略)	(略)	(略)	<p>協定更新</p> <p>協定追記</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>協定追記</p> <p>協定追記</p> <p>協定追記</p> <p>協定追記</p> <p>協定追記</p>
区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日																																																																																																																																				
自治体	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県	令和4年3月25日																																																																																																																																				
救助・救出	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																						
医療	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
要配慮者	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔国際課〕	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年3月23日																																																																																																																																				
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																						
輸送	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																						
物資	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																						
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																						
燃料	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																																																																																				
区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日																																																																																																																																				
自治体	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・ <u>福岡県</u>	令和6年3月29日																																																																																																																																				
救助・救出	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>災害時における災害救助犬等の出動に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>認定NPO法人日本レスキュー協会</u>	<u>令和6年3月21日</u>																																																																																																																																				
医療	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
要配慮者	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔多文化共生さが推進課〕	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年3月23日																																																																																																																																				
	<u>災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔危機管理防災課〕</u>	<u>WASHハウス株式会社</u>	<u>令和6年9月10日</u>																																																																																																																																				
輸送	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>	<u>令和6年9月9日</u>																																																																																																																																				
物資	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>災害時における物資供給に関する覚書〔危機管理防災課〕</u>	<u>株式会社ナフコ</u>	<u>令和6年10月16日</u>																																																																																																																																				
	<u>災害時における資機材調達・設置等に関する協定書</u>	<u>株式会社プレコ</u>	<u>令和6年11月13日</u>																																																																																																																																				
燃料	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
	<u>大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定</u>	<u>三愛アビエーションサービス株式会社</u> <u>社</u> <u>エス・ジー・シー佐賀航空株式会社</u>	<u>令和3年2月22日</u> <u>令和6年7月2日</u>																																																																																																																																				
その他	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
39																																																																																																																																							
40																																																																																																																																							
41																																																																																																																																							

頁	現行				修正案				備考	
43	その他	(略)	(略)	(略)	無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定〔危機管理防災課〕	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	シマウチエンジニアリング株式会社 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	社名修正
44		(略)	(略)	(略)	災害発生時等における施設使用等に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県遊技業協同組合	令和 3 年 4 月 13 日	佐賀県パチンコ・パチスロ店協同組合	令和 3 年 4 月 13 日	組合名修正
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	災害対策拠点事業に関する協定〔危機管理防災課〕			大町町 公益財団法人日本財団	令和 5 年 4 月 6 日	協定追記
45	<p>(略)</p> <p>7 受援計画等の策定</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>				<p>(略)</p> <p>7 受援計画等の策定</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>				国基本計画の修正に伴う追記	
45	第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動		市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（農山村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課）		第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動		市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（農山村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課）			
45	<p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p>				<p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、<u>特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等</u>を組織し、<u>流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u></p> <p>(略)</p>				特定都市河川の指定を踏まえた追記	
46	2 浸水想定区域の公表									

頁	現行	修正案	備考				
48	<p>(1) 洪水 国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。 (略)</p> <p>(2) 内水 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。 (略)</p> <p>6 資機材等の確保 (略) 県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町<u>村</u>への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p>	<p>2 浸水想定区域の公表</p> <p>(1) 洪水 国及び県は、洪水予報を実施する河川、<u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により<u>当該</u>河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。 (略)</p> <p>(2) 内水 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設、<u>浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</u>について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあつては関係市長に通知するものとする。 (略)</p> <p>6 資機材等の確保 (略) 県は、被災<u>市町</u>が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p>	<p>法律の条文を踏まえた修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p> <p>誤字修正</p>				
49	<table border="1" data-bbox="201 1297 1457 1402"> <tr> <td data-bbox="201 1297 587 1402">第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</td> <td data-bbox="587 1297 1457 1402">国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	<table border="1" data-bbox="1495 1297 2674 1402"> <tr> <td data-bbox="1495 1297 1881 1402">第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</td> <td data-bbox="1881 1297 2674 1402">国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	
第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）						
第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）						
50 51	<p>(略)</p> <p>(6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (略) <u>(10)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (略) (10) <u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）との連携</u> 県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（J</u></p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				

頁	現行	修正案	備考
		<u>DA-DAT) 等との連携等に努めるものとする。</u>	
52	第6項 緊急輸送活動 国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策 課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）	第6項 緊急輸送活動 国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策 課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）	組織改正に伴う修正
52	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。 （新設）	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）1について把握・点検するものとする。 また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。 <u>県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	国基本計画の修正に伴う追記
55	(1) <u>広域物資</u> 輸送拠点の指定 県は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。 <u>《広域物資輸送拠点》</u> （略） 2 道路輸送の確保 （略） (4) 緊急通行車両の事前届出 県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両 <u>については</u> 、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に周知 <u>を行うなど</u> 、その普及を図るものとする。	(1) <u>広域物資</u> 輸送拠点の指定 県は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。 <u>《広域物資輸送拠点》</u> （略） 2 道路輸送の確保 （略） (4) 緊急通行車両の事前届出 県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、 <u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて</u> 、周知 <u>及び普及</u> を図るものとする。	国基本計画の修正に伴う追記
56	第7項 避難及び情報提供活動 国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（報道課、危機管理防災課、法務私学課、市町支援課、国際課、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、教育総務課、学校教育課）	第7項 避難及び情報提供活動 国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（報道課、危機管理防災課、法務私学課、市町支援課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、教育総務課、学校教育課）	組織改正に伴う修正
56	1 市町の避難計画 （略） (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	1 市町の避難計画 （略） (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染	

頁	現行	修正案	備考
58	<p>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする</p> <p>(略)</p>	<p>症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p>
59	<p>イ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>イ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>脱字修正</p>
60	<p><u>(新設)</u></p> <p>市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望ましい)、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備</p>	<p><u>市町は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>
61	<p>(4) 避難路及び誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>カ 県の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(4) 避難路及び誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>カ 県の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p>
62	<p>(6) 避難所生活上必要となる基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>ケ ホームレスへの対応</p> <p>(略)</p> <p>コ <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(6) 避難所生活上必要となる基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>ケ ホームレスへの対応</p> <p>(略)</p> <p>コ <u>家庭動物との避難への対応について</u> 市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>サ 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わ</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考				
65	<p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>ず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。 <u>また、県及び市町は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。</u></p>	<p>能登半島地震を受けた災害対応について追記</p>				
65	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="195 558 587 730">第8項 避難行動要支援者対策の強化</td> <td data-bbox="587 558 1368 730">市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、<u>国際課</u>、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、 <u>国際課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 558 1878 730">第8項 避難行動要支援者対策の強化</td> <td data-bbox="1878 558 2665 730">市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、<u>多文化共生さが推進課</u>、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）	<p>組織改正に伴う修正</p>
第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、 <u>国際課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）						
第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）						
68	<p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)</p> <p>(5) 県、市町の支援 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>また、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)</p> <p>(5) 県、市町の支援 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 <u>市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>また、市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> <u>加えて、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
69	<p>4 避難所の要配慮者対策 (略)</p> <p>(4) 災害派遣福祉チーム (<u>DCAT</u>) 県は、災害派遣福祉チーム (<u>DCAT</u>) を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。</p>	<p>4 避難所の要配慮者対策 (略)</p> <p>(4) 災害派遣福祉チーム (<u>DWAT</u>) 県は、災害派遣福祉チーム (<u>DWAT</u>) を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。</p>	<p>DCAT からDWATへ名称変更があったことに伴う修正</p>				

頁	現行	修正案	備考
69	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、 社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、 こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、 社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、 こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）	
73	(略) 1 確保の役割分担 (略) (2) 市町 (略) なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより 県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 <u>(新設)</u> (略)	(略) 1 確保の役割分担 (略) (2) 市町 (略) なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システム により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立し た場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の 輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u> (略)	国基本計画 の修正に伴 う追記
76	第3節 県民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性 の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興 課、学校教育課）	第3節 県民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性 の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興 課、学校教育課）	
76	(略) 2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが 守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育 教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキスト やマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女 のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (略) (3) 講習会等の開催 県、市町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習 会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、県及び市町は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施 されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	(略) 2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は 自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するた めの学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災 に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるもの とする。 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無 による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u> ものとする。 (略) (3) 講習会等の開催 県、市町は、防災週間、 <u>防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、津波防災の日</u> 、水防 月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、 水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、県及び市町は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的 に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	国基本計画 の修正に伴 う追記
79	第2項 消防団の育成強化 市町、消防機関、 県（危機管理防災課、消防学校）	第2項 消防団の育成強化 市町、消防機関、 県（危機管理防災課、消防学校）	
79	(略) 2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する <u>協力要請及び従業員の消防団活動に対する 理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。</u> (略) 4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、	(略) 2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する <u>協力要請及び従業員の消防団活動に 対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消 防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるもの とする。</u> (略)	国基本計画 の修正に伴 う追記
			国基本計画

頁	現行	修正案	備考				
	<p>充実強化を図るものとする。</p> <p>5 消防団員の教育訓練 地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。</p>	<p>4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、<u>大規模災害等に備えた</u>安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。</p> <p>5 消防団員の教育訓練 地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、<u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。</p>	<p>の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
8 5	<table border="1" data-bbox="189 449 1368 541"> <tr> <td data-bbox="189 449 587 541">第8項 災害教訓の伝承</td> <td data-bbox="587 449 1368 541">市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第8項 災害教訓の伝承	市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）	<table border="1" data-bbox="1484 449 2665 541"> <tr> <td data-bbox="1484 449 1881 541">第8項 災害教訓の伝承</td> <td data-bbox="1881 449 2665 541">市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第8項 災害教訓の伝承	市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）	
第8項 災害教訓の伝承	市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）						
第8項 災害教訓の伝承	市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）						
85	<p>県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 (略)</p>	<p>県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
91	<p>第7節 孤立防止対策計画</p> <table border="1" data-bbox="189 709 1368 863"> <tr> <td data-bbox="189 709 587 863">第1項 孤立防止対策計画</td> <td data-bbox="587 709 1368 863">市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）</td> </tr> </table>	第1項 孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）	<p>第7節 孤立防止対策計画</p> <table border="1" data-bbox="1484 709 2665 863"> <tr> <td data-bbox="1484 709 1881 863">第1項 孤立防止対策計画</td> <td data-bbox="1881 709 2665 863">市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）</td> </tr> </table>	第1項 孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）	
第1項 孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）						
第1項 孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、観光課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課、道路課）						
91	<p>市町及び県は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>1 県 (略)</p> <p>2 市町 (1) 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。 <u>(新設)</u></p>	<p><u>県及び市町は</u>、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。 <u>また、県及び市町は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 県 (略)</p> <p>2 市町 (1) 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。 <u>(6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>整合を取るための修正</p> <p>能登半島地震を受けた災害対応について追記</p> <p>能登半島地震を受けた災害対応について追記</p>				
93	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="189 1541 1368 1690"> <tr> <td data-bbox="189 1541 587 1690">第1項 県の活動体制</td> <td data-bbox="587 1541 1368 1690">県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1484 1541 2665 1690"> <tr> <td data-bbox="1484 1541 1881 1690">第1項 県の活動体制</td> <td data-bbox="1881 1541 2665 1690">県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）	
第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）						
第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）						

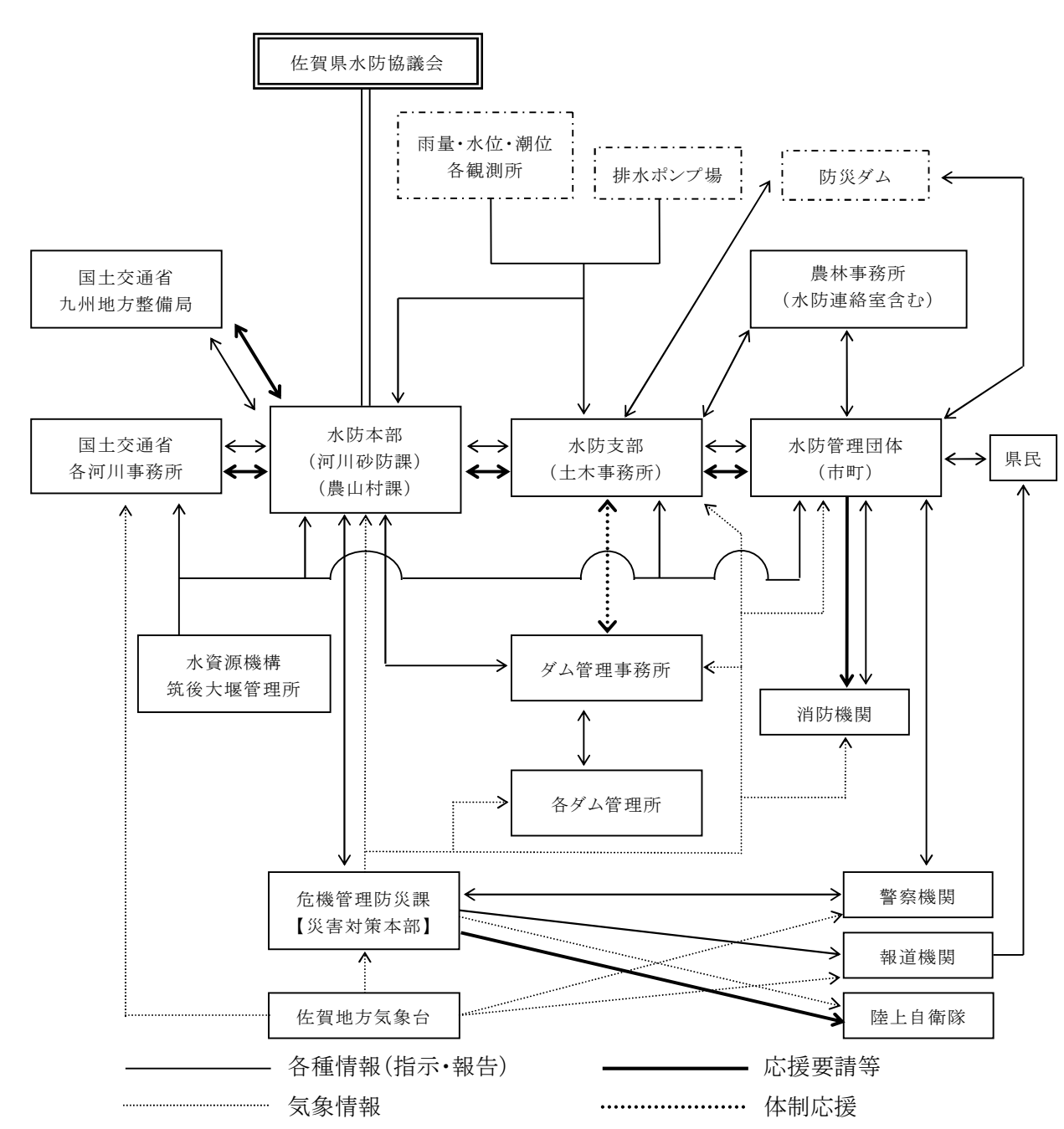
頁	現行				修正案				備考
96	(略)				(略)				組織改正に伴う修正
	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	
97	総括対策部 ●防災監	災害対策の総 括 ◇危機管理・ 報道局長 (略)	(略)	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)	総括対策部 ●防災監	災害対策の総 括 ◇危機管理・ 報道局長 (略)	(略)	さが政策推進チー ム 危機管理防災課 ほか (略)	組織改正に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
98	広報対策部 ●危機管理 ・報道局長	県民等への情 報発信、報道 対応等 ◇報道課長	(略)	広報広聴課 報道課 国際課	広報対策部 ●危機管理 ・報道局長	県民等への情 報発信、報道 対応等 ◇報道課長	(略)	広報広聴課 報道課 多文化共生さが推 進課	組織改正に伴う修正
	被災者支援等 対策部 ●政策部長	(略)	(略)	(略)	被災者支援等 対策部 ●政策部長	(略)	(略)	さが政策推進チー ム	
100		県議会対策 ◇政策調整監	(略)	政策チーム		県議会対策 ◇政策調整監	(略)	行政デジタル推進 課 原子力安全対策課 産業グリーン化推 進グループ 生活衛生課 下水道課 ほか	組織改正に伴う修正、
		ライフライン 情報の収集・ 提供 ◇政策部 副部長	(略)	行政デジタル推進 課 原子力安全対策課 新エネルギー産業 課 生活衛生課 下水道課 ほか		ライフライン 情報の収集・ 提供 ◇政策部 副部長	(略)	行政デジタル推進 課 原子力安全対策課 産業グリーン化推 進グループ 生活衛生課 下水道課 ほか	
101		災害救助法 ◇政策部 副部長	(略)	政策チーム 危機管理防災課 災害救助法の救助 の種類に応じた関 係課(法務私学 課、医務課、生活 衛生課、社会福祉 課、産業政策課、 建築住宅課、学校 教育課 ほか)		災害救助法 ◇政策部 副部長	(略)	さが政策推進チー ム 危機管理防災課 災害救助法の救助 の種類に応じた関 係課(法務私学 課、医務課、生活 衛生課、社会福祉 課、産業政策課、 建築住宅課、学校 教育課 ほか)	組織改正に伴う修正、
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
100	地域交流対 策部 ●地域交流 部副部長	(略)	(略)	(略)	地域交流対 策部 ●地域交流 部副部長	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
		港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	(略)	農山漁村課 港湾課 水産課		港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	(略)	(削除) 港湾課 水産課	
101		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
		外国人対策 ◇国際課長	(略)	国際課		外国人対策 ◇多文化共生 さが推進課長	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること	多文化共生さが推 進課	
	文化・観光・ス ポーツ対策部 ●文化・観光 局長(正) ●SAGA2024 ・SSP	(略)	(略)	(略)	文化・観光・ スポーツ対策 部 ●文化・観光 局長(正) ●SAGA2024	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
	スポーツ対策 ◇スポーツ課 長	(略)	SAGAスポーツピ ラミッド推進グ ループ スポーツ課 SAGAサンライズバ ック整備推進課		スポーツ対策 ◇スポーツ課 長	・スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関するこ と ・スポーツ施設の来場者の避難に関すること	SAGAスポーツピ ラミッド推進グ ループ スポーツ課 (削除)		

頁	現行				修正案				備考
104	推進局長 (副)				・SSP 推進局長 (副)				DCAT から DWAT へ名 称変更があ ったことに 伴う修正
	健康福祉 対策部	(略)	(略)	(略)	健康福祉 対策部	(略)	(略)	(略)	
	●健康福祉部 長(正)	避難所対策 ◇社会福祉課 長	・避難所の設置・運営に関する事 ・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及び 避難所への派遣等に関する事	社会福祉課ほか	●健康福祉部 長(正)	避難所対策 ◇社会福祉課 長	・避難所の設置・運営に関する事 ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の編成及び 避難所への派遣等に関する事	社会福祉課ほか	
	●男女参画 ・こども 局長(副)				●男女参画 ・こども 局長(副)				
	県民環境 対策部	(略)	(略)	(略)	県民環境 対策部	(略)	(略)	(略)	
	●県民環境部 長	自然公園対策 ◇有明海再 生・自然環境 課長	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に 関すること	有明海再生・自然 環境課	●県民環境部 長	自然公園、公 害防止対策 ◇有明海再 生・環境課長	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に 関すること ・公害防止施設の被害調査及び災害対策に 関すること	有明海再生・環境 課	
		公害防止対策 ◇環境課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に 関すること	環境課		(削除)	(削除)	(削除)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
106	農林水産対 策部	(略)	(略)	(略)	農林水産対 策部	(略)	(略)	(略)	組織改正に 伴う修正
	●農林水産 部長	農地、農業用 施設対策 ◇農林水産部 副部長	(略)	農山村課 農地整備課	●農林水産 部長	農地、農業用 施設対策 ◇農林水産部 副部長	(略)	(削除) 農地整備課	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
109	県土整備対 策部	(略)	(略)	(略)	県土整備対 策部	(略)	(略)	(略)	組織改正に 伴う修正
	●県土整備 部長	河川砂防対策 ◇河川砂防課 長	(略)	河川砂防課 農山村課	●県土整備 部長	河川砂防対策 ◇河川砂防課 長	(略)	河川砂防課 農地整備課	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
113	第2節 災害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等 防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、 県(危機管理防災課、河川砂防課、道路課)				第2節 災害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等 防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、 県(危機管理防災課、河川砂防課、道路課)				
116	(略) 1 風水害に関する警報等の種類 (略) (6) 避難情報等				(略) 1 風水害に関する警報等の種類 (略) (6) 避難情報等				
	警戒レベル	県民がとるべき 行動	行動を促す 情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル	県民がとるべき 行動	行動を促す 情報	警戒レベル相当情報	
	警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
	警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所か ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所か ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	
	警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	

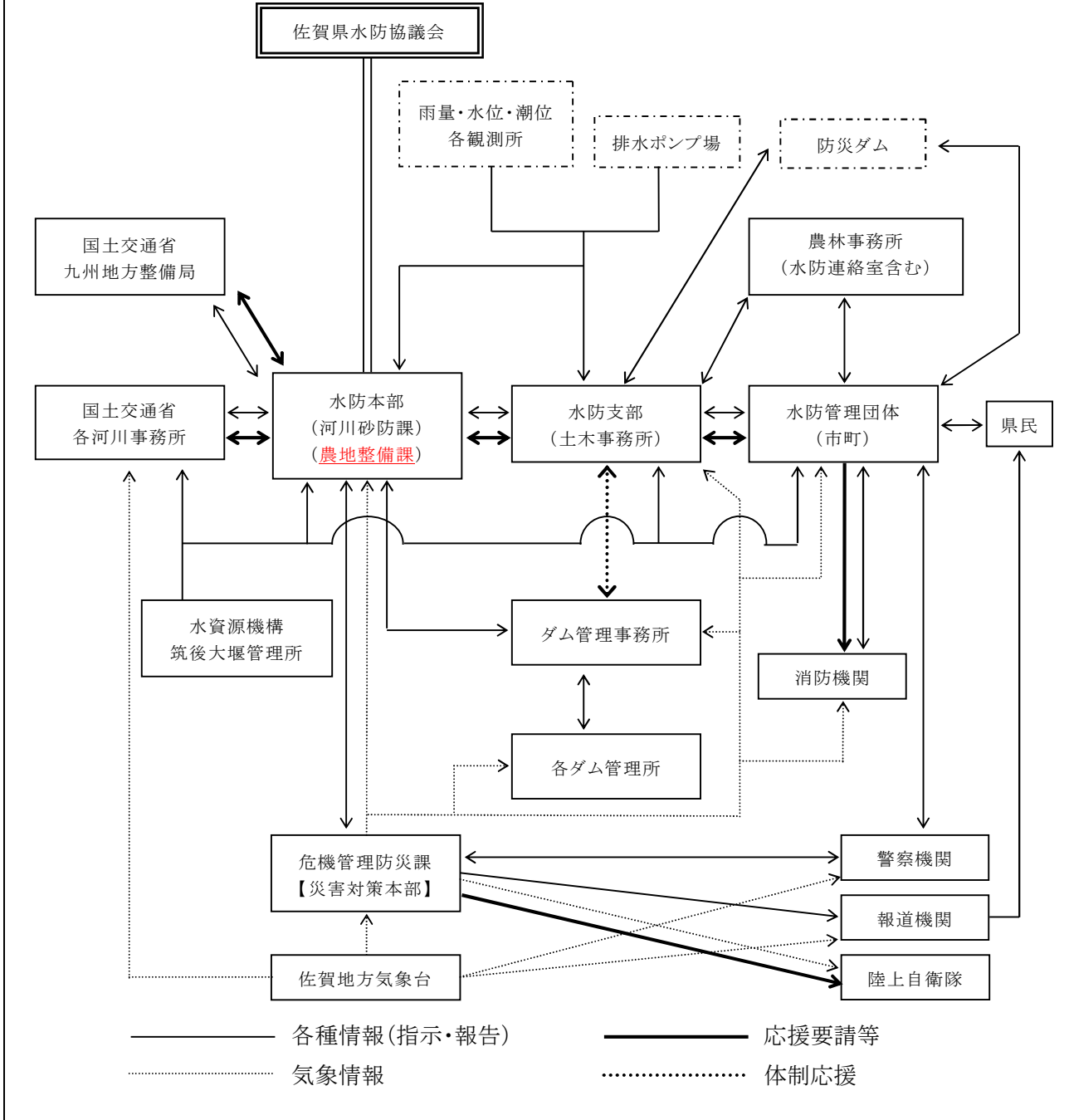
119		他の県民は準備・自主避難			
	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	
	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		

119		他の県民は準備・自主避難			
	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報 等	氾濫注意情報 等	
	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		

4 体制図
(略)
(3) 水防体制
(次頁)



4 体制図
(略)
(3) 水防体制
(次頁)



組織改正に伴う修正

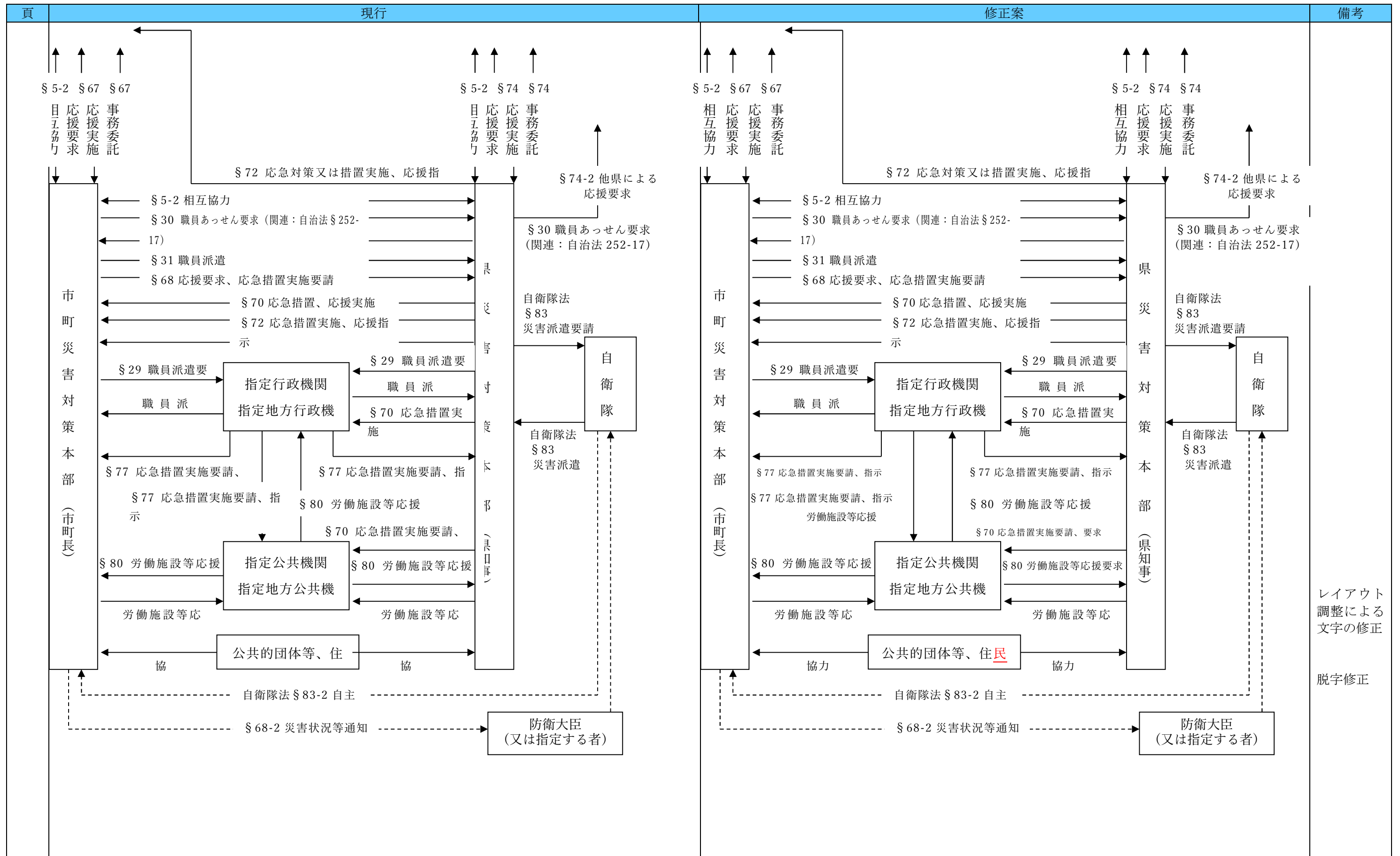
頁	現行	修正案	備考
120	<p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法（略）</p> <p>〔国管理（直轄）河川〕</p>	<p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法（略）</p> <p>〔国管理（直轄）河川〕</p>	
121	<p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達先（略）</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達先（略）</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p>	
122	<p>第2項 避難誘導</p> <p>市町、避難指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）、 県（危機管理防災課、農山村課、森林整備課、河川砂防課）</p>	<p>第2項 避難誘導</p> <p>市町、避難指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）、 県（危機管理防災課、農地整備課、森林整備課、河川砂防課）</p>	組織改正に伴う修正
136	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>自衛隊、海上保安部、佐賀空港事務所、市町、 県（危機管理防災課）</p>	実態に整合に伴った修正
136	<p>(略)</p> <p>2 要請先</p>	<p>(略)</p> <p>2 要請先</p>	実態の整合

頁	現行	修正案	備考																																																																														
137	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>部 隊 の 長</th> <th>担 任 部 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td>九州補給処長</td> <td>装備計画部企画課</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 要請の手続</p> <p>(略)</p> <p>「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部 隊 の 長</th> <th>住 所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td> <td>(092)581-4031</td> <td>九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県</td> </tr> <tr> <td>航空 自衛隊</td> <td>第8航空団司令</td> <td>福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u></td> <td>(0930)56-1150</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3術科学学校長</td> <td>福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u></td> <td>(093)223-0981</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	九州補給処長	装備計画部企画課	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県	航空 自衛隊	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u>	(0930)56-1150			第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u>	(093)223-0981		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>部 隊 の 長</th> <th>担 任 部 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td><u>第4師団長</u></td> <td><u>第3部</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 要請の手続</p> <p>(略)</p> <p>「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部 隊 の 長</th> <th>住 所 (担任部署)</th> <th>電話番号</th> <th>災害派遣の担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td> <td>(092)581-4031</td> <td>九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県</td> </tr> <tr> <td>航空 自衛隊</td> <td>第8航空団司令</td> <td>福岡県築上郡<u>築上町</u>西八田 <u>(防衛部防衛班)</u></td> <td>(0930)56-1150</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3術科学学校長</td> <td>福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u></td> <td>(093)223-0981</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	<u>第4師団長</u>	<u>第3部</u>	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県	航空 自衛隊	第8航空団司令	福岡県築上郡 <u>築上町</u> 西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930)56-1150			第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093)223-0981		<p>に伴った修正</p> <p>誤字修正</p>
	区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署																																																																														
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科																																																																															
	九州補給処長	装備計画部企画課																																																																															
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室																																																																															
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課																																																																															
区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県																																																																													
航空 自衛隊	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(追記)</u>	(0930)56-1150																																																																														
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(追記)</u>	(093)223-0981																																																																														
区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署																																																																															
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科																																																																															
	<u>第4師団長</u>	<u>第3部</u>																																																																															
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室																																																																															
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課																																																																															
区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092)581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、愛媛 県、高知県																																																																													
航空 自衛隊	第8航空団司令	福岡県築上郡 <u>築上町</u> 西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930)56-1150																																																																														
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093)223-0981																																																																														
144	第7節 応援協力体制	第7節 応援協力体制	関係機関の追記																																																																														

頁	現行	修正案	備考
144	<p>風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。</p> <p>さらに、防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。</p> <p>なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p><u>国、県、市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。</u></p> <p><u>また、県、市町及び</u>防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、<u>他の県、市町や</u>機関に対し、応援を要請するものと<u>し、</u>応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>県災害対策本部が設置された場合、県においては市町の被害情報を収集するため、パーマネントスタッフを中心に構成される情報班を設置し、必要に応じて、被災市町に対して、リエゾンや専門的な知識を有する職員を派遣する。</u>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	
145	他市町	他市町	他市町

他 県
内閣総理大

他 県
内閣総理大



頁	現行	修正案	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
153	第8節 通信計画 第1項 多様な通信手段の利用 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）	第8節 通信計画 第1項 多様な通信手段の利用 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）																																																																																																																																																																																																																																																		
153	1 県防災行政無線 県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系） 及び 有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。	1 県防災行政無線 県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、 <u>有線回線（光ケーブル）</u> 及び衛星回線 により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。	実態に整合した修正 実態に整合した修正																																																																																																																																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県現地 機関</td> <td>防災航空センター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎（土木無）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>15箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の現地機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町（ハッ クアップ）</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動系無線</td> <td>△</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：あり △：一部あり 注1） 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。 2） 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。</p> <p><u>（新設）</u></p>	区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	機関名								県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	県現地 機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○	土木事務所	○	○	○	○	○	○	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	その他の現地機関		○	○	○	○	△	市町（ハッ クアップ）	無線LAN	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)		(○)				消防機関	○	○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部	○		○			○	○	防災関係機関	△	○	○					移動系無線	△		○					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>衛 星</th> <th>電話</th> <th>FA X</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県現地 機関</td> <td>防災航空センター</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎（土木無）</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>15箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の現地機関</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町（ハッ クアップ）</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○※</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○※</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動系無線</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：あり △：一部あり 注1） 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。 2） 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。</p> <p><u>※衛星では利用不可</u></p>	区分	接続回線			通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	衛 星	電話	FA X	映像 (注2)	防災 データ	機関名									県警察本部	○	○		○	○	○	○	○	県現地 機関	防災航空センター	○		○	○	○	○	○	土木事務所	○		○	○	○	○	○	総合庁舎（土木無）	○		○	○	○	○	○	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	○	その他の現地機関		○		○	○	○	△	市町（ハッ クアップ）	無線LAN	○		○	○※	○	○※	○※	MCA	(○)		(○)					消防機関	○	○		○	○※	○	○※	○※	陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部	○			○			○	○	防災関係機関	△	○		○					移動系無線	△			○					
区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																																																																																																																																																																																													
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																																																																																																																																																																																														
機関名																																																																																																																																																																																																																																																				
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
県現地 機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
	土木事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
	その他の現地機関		○	○	○	○	△																																																																																																																																																																																																																																													
市町（ハッ クアップ）	無線LAN	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																																																																																																																																
消防機関	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部	○		○			○	○																																																																																																																																																																																																																																													
防災関係機関	△	○	○																																																																																																																																																																																																																																																	
移動系無線	△		○																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	接続回線			通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																																																																																																																																																																																												
	地上系 無線	有線 (注1)	衛 星	電話	FA X	映像 (注2)	防災 データ																																																																																																																																																																																																																																													
機関名																																																																																																																																																																																																																																																				
県警察本部	○	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																												
県現地 機関	防災航空センター	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																												
	土木事務所	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																												
	総合庁舎（土木無）	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																												
	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																												
	その他の現地機関		○		○	○	○	△																																																																																																																																																																																																																																												
市町（ハッ クアップ）	無線LAN	○		○	○※	○	○※	○※																																																																																																																																																																																																																																												
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																																																																																																																																
消防機関	○	○		○	○※	○	○※	○※																																																																																																																																																																																																																																												
陸上自衛隊（西部方面混成団、 九州補給処） 唐津海上保安部	○			○			○	○																																																																																																																																																																																																																																												
防災関係機関	△	○		○																																																																																																																																																																																																																																																
移動系無線	△			○																																																																																																																																																																																																																																																
154			実態に整合した修正																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	現行	修正案	備考
	<p>(1) 国、他都道府県への通信 県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線（地上系、衛星系）を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。（電話、FAX、映像） 県では、必要に応じ受信した情報を無線回線又は有線回線により市町、消防本部等に送信する。 (略)</p> <p>3 防災相互通信用無線電話 防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。 【所有機関】 県、県警察、海上保安部、7市町、4消防本部、日本赤十字社 【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、<u>唐津土木事務所</u> 【使用周波数】 158.35MHz又は466.775MHzの全国共通波</p>	<p>(1) 国、他都道府県への通信 県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線（地上系、衛星系）を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。（電話、FAX、映像） 県では、必要に応じ受信した情報を無線回線、有線回線又は<u>衛星回線</u>により市町、消防本部等に送信する。 (略)</p> <p>3 防災相互通信用無線電話 防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。 【所有機関】 県、県警察、海上保安部、3市町、4消防本部、日本赤十字社 【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、<u>消防防災ヘリコプター</u> <u>(158.35MHzのみ)</u> 【使用周波数】 158.35MHz又は466.775MHzの全国共通波</p>	<p>実態に整合した修正</p> <p>実態に整合した修正</p>
157	<p>第9節 救助活動計画 第2項 救助活動 消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	<p>第9節 救助活動計画 第2項 救助活動 消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	
157 158	<p>1 消防機関及び市町 (略)</p> <p>(2) 応援要請 (略) エ 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。 (略)</p> <p>3 県 (略)</p> <p>(4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p>	<p>1 消防機関及び市町 (略)</p> <p>(2) 応援要請 (略) エ 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</u>」に基づく広域航空消防応援（以下「<u>広域航空消防応援</u>」）について、要請の連絡を行う。 を要求する。 (略)</p> <p>3 県 (略)</p> <p>(4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は<u>広域航空消防応援</u>を要請する。</p>	<p>実態に整合した修正</p> <p>実態に整合した修正</p>
160	<p>第10節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p>第10節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	
158 162	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について (略)</p> <p>4 保健医療活動チーム (1) 活動 保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。</p>	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について (略)</p> <p>4 保健医療福祉活動チーム (1) 活動 保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。</p>	

頁	現行	修正案	備考
163	<p>(略)</p> <p>(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
168	<p>第11節 救急活動計画</p> <p>第1項 救急活動計画</p> <p>消防機関、市町、 県(危機管理防災課、防災航空センター)</p>	<p>第11節 救急活動計画</p> <p>第1項 救急活動計画</p> <p>消防機関、市町、 県(危機管理防災課、防災航空センター)</p>	
168	<p>(略)</p> <p>2 搬送手段の確保 消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。</p> <p>(略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。</p>	<p>2 搬送手段の確保 消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の<u>出動又は広域航空消防応援要請</u>を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。</p> <p>(略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、広域航空消防応援、<u>緊急消防援助隊の出動</u>又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「<u>消防相互応援協定</u>」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。</p>	<p>実態に整合した修正</p>
171	<p>第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県(危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課)</p>	<p>第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県(危機管理防災課、<u>農地整備課</u>、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
178	<p>第14節 避難計画</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</p> <p>市町、 県(危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課)</p>	<p>第14節 避難計画</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理</p> <p>市町、 県(危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課)</p>	<p>実態に整合した修正</p>

頁	現行	修正案	備考												
177	(略) 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (略) 2 指定避難所の運営管理等 (略)	(略) 1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設 (略) 2 指定避難所の運営管理等 (略)	実態に整合した修正												
179	(2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。	(2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう <u>スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。</u> そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、</u> 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u> 必要な措置を講じるよう努める。	能登半島地震を受けた災害対応について追記												
181	(略) (11) ホームレスへの対応 (略) <u>(新設)</u>	(略) (11) ホームレスへの対応 (略) <u>(12) 在宅避難者等の支援拠点</u> 市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 <u>(13) 車中泊避難への対応</u> 市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するものとする。	国基本計画の修正に伴う追記												
182	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</th> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</th> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）		国基本計画の修正に伴う追記
第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）													
第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）														
第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等</th> <td style="padding: 5px;">市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</td> </tr> </table>	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）													
第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）														
182	<p>応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による <u>ブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	国基本計画の修正に伴う追記												
184	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置</th> <td style="padding: 5px;">建築物等の所有者等、市町、県（<u>環境課</u>）</td> </tr> </table>	第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置	建築物等の所有者等、市町、県（ <u>環境課</u> ）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置</th> <td style="padding: 5px;">建築物等の所有者等、市町、県（<u>有明海再生・環境課</u>）</td> </tr> </table>	第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置	建築物等の所有者等、市町、県（ <u>有明海再生・環境課</u> ）	組織改正に伴う修正								
第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置	建築物等の所有者等、市町、県（ <u>環境課</u> ）														
第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置	建築物等の所有者等、市町、県（ <u>有明海再生・環境課</u> ）														

頁	現行	修正案	備考
185	第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 第1項 災害警備活動、治安維持活動 海上保安部、県警察	第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 第1項 災害警備活動、治安維持活動 海上保安部、県警察	
185 186	(略) 1 県警察 (略) (6) 二次災害の防止 県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、災害危険箇所の調査を実施する。 また、把握した二次災害危険場所等については、市町に伝達し、避難の勧告等の発令を促す。	(略) 1 県警察 (略) (6) 二次災害の防止 県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、災害危険箇所の調査を実施する。 また、把握した二次災害危険場所等については、市町に伝達し、避難の 指示 等の発令を促す。	実態に整合した修正
185	第17節 交通及び輸送対策計画 第3項 輸送対策 防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、産業政策課、水産課、総務事務センター、防災航空センター）	第17節 交通及び輸送対策計画 第3項 輸送対策 防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、産業政策課、水産課、総務事務センター、防災航空センター）	
188	(略) 5 緊急通行車両の確認及び事前届出 (略) (2) 緊急通行車両の事前届出 各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。	(略) 1 県警察 (略) (6) 二次災害の防止 各防災関係機関等は、災害時における素早い 車両運用 に備え、県警察から 緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付） を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な 活用 に努める。	実態に整合した修正
195	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	
195	(略) なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	(略) なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 や家庭動物の飼養に関する資料 をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	国基本計画の修正に伴う追記
203	第19節 広報、被災者相談計画 第1項 住民への情報提供 防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	第19節 広報、被災者相談計画 第1項 住民への情報提供 防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	
203 205	1 県による災害広報の実施 (略) (4) 広報の方法 ア 緊急広報 (略) (エ) 緊急速報メール 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社 及び ソフトバンク株式会社との契約に基づき、携帯電話の緊急速報メールを配信する（利用にあたっては利用条件に留意）。 (略)	1 県による災害広報の実施 (略) (4) 広報の方法 ア 緊急広報 (略) (エ) 緊急速報メール 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社 との契約に基づき、携帯電話の緊急速報メールを配信する（利用にあたっては利用条件に留意）。	対象企業の追記

頁	現行	修正案	備考
213	第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 第5項 港湾、漁港 港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、農山村課）	第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 第5項 港湾、漁港 港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 <u>水産課</u> ）	組織改正に伴う修正
218	第22節 ライフライン等公共施設の応急復旧計画 第5項 電話施設 西日本電信電話株式会社佐賀支店、 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会 社、楽天モバイル	第22節 ライフライン等公共施設の応急復旧計画 第5項 電話施設 西日本電信電話株式会社佐賀支店、 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会 社、楽天モバイル <u>株式会社</u>	対象企業の追記
218	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。（新設） （略）	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び <u>楽天モバイル株式会社</u> は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。（略）	対象企業の追記
225	第25節 ボランティアの活動対策計画 第2項 ニーズの把握、 情報提供 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボラン ティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市 町、 県（危機管理防災課、 <u>国際課</u> 、県民協働課、社会福祉課、長寿社 会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、 河川砂防課）	第25節 ボランティアの活動対策計画 第2項 ニーズの把握、 情報提供 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボラン ティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市 町、 県（危機管理防災課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、県民協働課、社会 福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり 課、建築住宅課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正
226	第3項 支援 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボラン ティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市 町、 県（危機管理防災課、 <u>国際課</u> 、県民協働課、社会福祉課、長寿社 会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、 河川砂防課）	第3項 支援 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボラン ティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市 町、 県（危機管理防災課、 <u>多文化共生さが推進課</u> 、県民協働課、社会 福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり 課、建築住宅課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正
227	第26節 外国人対策 第1項 外国人対策 市町、 県（ <u>国際課</u> ）	第26節 外国人対策 第1項 外国人対策 市町、 県（ <u>多文化共生さが推進課</u> ）	組織改正に伴う修正
233	第30節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 第1項 捜索 市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県（危機管理防災課）	第30節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 第1項 捜索 市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県（危機管理防災課）	
233	市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う <u>（新設）</u>	市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う <u>警察、海上保安庁、消防、県・市町災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。</u>	能登半島地震を受けた災害対応について追記

頁	現行	修正案	備考
235	第31節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理 市町、 県（危機管理防災課、循環型社会推進課、下水道課）	第31節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理 市町、 県（危機管理防災課、循環型社会推進課、下水道課）	
235	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する <u>とともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> この際、 <u>「快適トイレ」認定を受けた</u> 洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。	国基本計画の修正に伴う追記 能登半島地震を受けた災害対応について追記
236	第3項 ごみの処理 市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、 <u>環境課</u> 、県民協働課）	第3項 ごみの処理 市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、 <u>有明海再生・環境課</u> 、県民協働課）	組織改正に伴う修正
243	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 市町、 県（生活衛生課）	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 市町、 県（生活衛生課）	
243	県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。	県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、 <u>飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等</u> について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 （略）	国基本計画の修正に伴う追記
248	第36節 石油等の大量流出の防除対策計画 第1項 石油等の大量流出の防除対策 石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、港湾課、 <u>環境課</u> 、有明海再生・ <u>自然環境課</u> 、水産課、農山村課、河川砂防課）	第36節 石油等の大量流出の防除対策計画 第1項 石油等の大量流出の防除対策 石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、港湾課、 <u>(削除)</u> 、 <u>有明海再生・環境課</u> 、水産課、農山村課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正

頁	現行	修正案	備考
249	<p>(略) 1 通報連絡 (略) (1) 通報連絡の系統 ア 内水面への流出の場合 (次頁)</p>	<p>(略) 1 通報連絡 (略) (1) 通報連絡の系統 ア 内水面への流出の場合 (次頁)</p>	組織改正に伴う修正

頁	現行	修正案	備考
256	第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール 第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール 防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）	第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール 第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール 防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）	
257	(略) 風水害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害情報連絡室等の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇避難準備（高齢者等避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇災害が発生するおそれがある段階における災害救助法適用 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 </div> </div>	(略) 風水害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害情報連絡室等の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇高齢者等避難情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇災害が発生するおそれがある段階における災害救助法適用 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 </div> </div>	実情に伴った修正。
259	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な原状復旧 市町、県警察、関係施設の管理者等、県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な原状復旧 市町、県警察、関係施設の管理者等、県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	
259	市町及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	市町及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	国基本計画の修正に伴う追記
263	第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 市町、県（政策チーム、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）	第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 市町、県（ <u>さが政策推進チーム</u> 、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）	組織改正に伴う修正